

京都府高齢者施設等医療提供体制構築事業

1 目的・内容

高齢者施設等において医師及び看護師による治療が可能な体制を構築し、安心して療養いただける医療提供体制の整備を目的に、新型コロナウイルス感染症の感染が発生した施設において協力医療機関等又は施設訪問診療等協力機関が治療薬投与、健康観察等を行った場合に往診等経費を交付

2 対象事業

- (1) **施設内療養支援事業**：新型コロナウイルス感染症が発生した施設において、当該施設の施設医又は協力医療機関が実施する、施設内療養を行うための事業（※施設医は～R5.5.7）
- (2) **施設訪問診療等協力機関支援事業**：新型コロナウイルス感染症が発生した施設において、施設医等による治療薬の投与等ができない場合に、施設訪問診療等協力機関が保健所等の指示を受けて実施する、施設内療養を行うための事業

3 対象施設

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス、短期入所生活介護、短期入所療養介護、（看護）小規模多機能居宅介護、障害者支援施設、障害児入所施設、障害者共同生活援助（障害者グループホーム）

4 事業実施期間

令和4年6月1日～令和6年3月31日

※R5.5.8～の5類位置づけ変更後も、事業を見直して9月30日まで継続

→10月以降も、国の交付金の動向も踏まえ継続

5 協力金及び往診等経費又は補助金の額

(1) 施設内療養支援事業

～R5.5.7		➡	R5.5.8～R6.3.31	
対象	施設医及び協力医療機関等		協力医療機関等（施設医は対象外）	廃止
協力金	100,000円	派遣1時間あたり	医師15,100円 看護師8,280円	
往診等経費	患者一人につき 医師30,000円 看護師18,000円			

(2) 施設訪問診療等協力機関支援事業

～R5.5.7		➡	R5.5.8～R6.3.31	
対象	施設訪問診療等協力機関		施設訪問診療等協力機関（継続）	廃止
協力金	300,000～1,000,000円	施設内療養支援事業に同じ		
往診等経費	施設内療養支援事業に同じ			

※両事業とも、京都市内施設分については、京都市へ交付に要する経費を補助金交付（補助率10/10）